

議第140号

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について  
 呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例  
 (呉市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 呉市道路占用料徴収条例(昭和29年呉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
占用物件		占用料			占用物件		占用料		
		単位	1級地(円)	2級地(円)			単位	1級地(円)	2級地(円)
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>440</u>	<u>350</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>510</u>	<u>420</u>	
	第2種電柱		<u>680</u>	<u>540</u>	第2種電柱		<u>790</u>	<u>650</u>	
	第3種電柱		<u>920</u>	<u>730</u>	第3種電柱		<u>1,100</u>	<u>880</u>	
	第1種電話柱		<u>400</u>	<u>320</u>	第1種電話柱		<u>460</u>	<u>380</u>	
	第2種電話柱		<u>630</u>	<u>500</u>	第2種電話柱		<u>730</u>	<u>610</u>	
	第3種電話柱		<u>870</u>	<u>690</u>	第3種電話柱		<u>1,000</u>	<u>830</u>	
	その他の柱類		<u>40</u>	<u>32</u>	その他の柱類		<u>46</u>	<u>38</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>	<u>3</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5</u>	<u>4</u>	
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	<u>2</u>	2	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	<u>3</u>	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>390</u>	<u>310</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450</u>	<u>370</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>240</u>	<u>190</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>270</u>	<u>230</u>		

		一トルにつ つき1年		
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につ つき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>330</u>	<u>270</u>
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,700</u>	960
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>17</u>	<u>13</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>24</u>	<u>19</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>36</u>	<u>28</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>47</u>	<u>38</u>

		一トルにつ つき1年		
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につ つき1年	<u>910</u>	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>380</u>	<u>320</u>
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,900</u>	960
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>910</u>	<u>760</u>
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>19</u>	<u>16</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>27</u>	<u>23</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>41</u>	<u>34</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>55</u>	<u>45</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71</u>	<u>57</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95</u>	<u>76</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170</u>	<u>130</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240</u>	<u>190</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470</u>	<u>380</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積		<u>790</u>	<u>630</u>
	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路		<u>870</u>	480
	地下に設ける通路		<u>520</u>	290
	その他のもの		<u>790</u>	<u>630</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>	<u>68</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>	<u>91</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>	<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>	<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>	<u>450</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積		<u>910</u>	<u>760</u>
	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路		<u>930</u>	480
	地下に設ける通路		<u>560</u>	290
	その他のもの		<u>910</u>	<u>760</u>

法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>17</u>	10
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96
令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>	960
	標識		1本につき1年	<u>630</u>	<u>500</u>
	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>17</u>	10
その他のもの		1本につき1月	<u>170</u>	96	
幕(令	祭礼, 縁日		その面積	<u>17</u>	10

法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>19</u>	10
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96
令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>	960
	標識		1本につき1年	<u>730</u>	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>	10
その他のもの		1本につき1月	<u>190</u>	96	
幕(令	祭礼, 縁日		その面積	<u>19</u>	10

	第7条第4号に掲げる工事	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日		
	用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,700</u>	960
		その他のもの		<u>870</u>	480
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル	<u>790</u>	<u>630</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>79</u>	<u>63</u>	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		

	第7条第4号に掲げる工事	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日		
	用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>	960
		その他のもの		<u>930</u>	480
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル	<u>910</u>	<u>760</u>	
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>91</u>	<u>76</u>	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		

設	地下(トンネルの上	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	の地下を除く。)	階数が2のもの	
に設けるもの		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.019を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額

設	地下(トンネルの上	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	の地下を除く。)	階数が2のもの	
に設けるもの		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.019を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額

設	地下(トンネルの上	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	の地下を除く。)	階数が2のもの	
に設けるもの		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.019を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額

設	地下(トンネルの上	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	の地下を除く。)	階数が2のもの	
に設けるもの		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.019を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額

設 建 築 物	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		設 建 築 物	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
備考 略				備考 略			

（呉市河川等占用条例の一部改正）

第2条 呉市河川等占用条例（昭和44年呉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
		1級地（円）	2級地（円）			1級地（円）	2級地（円）
通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790</u>	<u>630</u>	通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>	<u>760</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96	板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96

材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	96
------	------------------	------------	----

材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	96
------	------------------	------------	----

(呉市準用河川条例の一部改正)

第3条 呉市準用河川条例（平成17年呉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
		1級地	2級地			1級地	2級地
通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>	<u>630円</u>	通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>	<u>760円</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	96円	板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	96円
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	96円	材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	96円

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路等の占用料の額の改定を行うため、この条例案を提出する。